

BOOK REVIEW

Politics of International Standardization (国際標準化の正体)

Reviewed by Keita Omi*

BOOK REVIEWED: Tim Büthe and Walter Mattli. *The New Global Rulers: The Privatization of Regulation in the World Economy*. Princeton, New Jersey: Princeton University Press, 2011.
(世界経済の法規令を民営化する新世界の国際統治者達)

1. はじめに

国際統治機構の創設に関して、勝ち組・負け組を生み出す制度設計のからくりとは一体何だろうか。多大な経済利得の恩恵を享受する国々が存在する一方、国際規格の標準化を巡る国際政治と世界情勢に懊悩する国々も数々ある。これは一体何故だろうか。国際規格基準の構築で多くの国々は、取引費用を節減し、貿易の平易化を図り、国際標準化自体は世界経済全体に利益をもたらす一方で、現実はその利益を享受する主体者は、国や地域、産業分野によっても大きく異なる。民間部門では、負担を余儀なくされる切替費用の削減に一計を案じて、国際統治機構の規程決定過程に、何とか関与しようと試行錯誤する。標準規格規定策定の最終決定や合意事項の国際政治に勝利を収めた企業は莫大な利益を享受する一方で、この戦いに敗れた企業は国際基準に見合った国内の社会基盤の再構築にとてつもない費用を背負わされる事となる。そして、辛酸を舐めざるを得なかった会社経営において

* 近江 啓太 Assistant Professor, Social Sciences Division, Ahmedabad University, Ahmedabad, Gujarat, India.

苦渋の決断を迫られる。このように、国際法規令の規程策定を巡る利害交錯は想像を絶する程熾烈極まる国際政治そのものである。

2. 書評書籍について

2-1 内容

政治経済学や国際機構統治研究の分野における彼らの研究の理論的貢献を挙げるとすれば、それは国内状況をより明確に分類するための国内・国際の両事情を加味した概念の新規性、「制度的相補性」を提言している所にある。つまり、国際政治の構造上、国際的に内々に進められている法規程制定は、階層的で協調状態にある、または分裂状態にあり係争中である、このどちらかの状態が勝ち組を生み出しているという理論である。「国内では政策の擦り合わせが終了し、制度的には階層的である方が制度的相補性の面から最も国際法規制の恩恵を享受し、それゆえ国際標準化機構 (ISO) や国際電気標準会議の規程制定に大きな影響を及ぼす事が可能である。その節理は国内制度が効率的な利益凝集と情報の流動性促進に役立っているからである」¹。一方で、「制度的に分裂崩壊状態にあり、競争状態にある場合には、利益凝集が情報流動の妨げとなり、そのような国内制度・状況の国々にとっては ISO や国際電気標準会議の国際規程制定の過程においては、非常に不利に働く」² というのが彼らの理論である。ブーチェ博士とマトリー博士は、国際金融報告書基準の事例において、アメリカとヨーロッパの制度的な違いは製品基準の設定の事例とは真逆の場合となっていると主張する。

製品基準設定の分野で、アメリカが分裂型兼競争型の部類に区分され得る一方で、ヨーロッパは階層型兼調整型に分類され得る。金融報告書の国際基準設定においては、アメリカが階層型兼調整型と格付描写される一方で、ヨーロッパは分裂型兼競争型に区分され得る。それゆえ、米国の企業は、ISO や国際電気機器標準規格委員会 (IEC) といった金融報告書の国際基準の事例において、規程の国際法整備の国際基準の内容に関して効果的に効率良く働きかけている。

ティム・ブーチェ博士とウォルター・マトリー博士は、国際会計基準審議会や、電気・通信・電子技術分野を除く、全産業分野（鉱工業、農業、医薬品等）に関する国際基準の作成を行う ISO、電気・通信・電子技術分野の国際基準の作成を行う IEC といった国際統治機構の

規程制定に、誰が実際に関与しているのかという謎に迫る。ブーチェ博士とマトリー博士は包括的な多国多分野の経済活動に関して二つの社会調査研究を実施した。一つは、アメリカ、ドイツ、フランス、イギリスの4カ国で、国際金融報告書の国際会計基準審議会に関する規格標準に関する研究調査を行い、もう一つはアメリカ、ドイツ、スペイン、スウェーデン、イギリスの5カ国を対象とした国際製品規格国際標準化機構と国際電気標準会議の国際標準規格に関する討議である。

これらの社会調査や利害関係者への聞き取り取材の追加の援用証拠を基に、ブーチェ博士とマトリー博士は次のように論じる。国際金融市場における非常に私的で内輪的な民間の標準化規程作成は、国際基準に関する専門用語、官僚特有の作文技術で覆い隠された政治闘争の産物である。このような国際基準の作成は、既存の見解で示されていた非政治的なものではなく、より一層政治的な色彩を帯びていると高唱する。国際標準規格の規程設定に関する著者の分析は、勝ち組・負け組を同時に生み出している国際政治の舞台で、国際経済統治機構の枠組みで「権力」がどのように定義され、国際統治が実際にはどのような仕組みで機能しているのかといったより難解な命題にも新たな知見を与えてくれる。

本書の特長の一つとして、非公開の法基準整備に関して系統立った研究がなされた点が挙げられる。綿密に計画が練られた社会調査の研究手法を用い、理論的解釈と主張の根拠ともなる実証研究の証拠が、著者自ら収集し作成した第一次資料を元に明確に提示されている。著者は様々な国々の金融分野の上級役員を対象に、方法論的に厳密な二つの社会調査を行い、それらの結果を利害関係者、現職や前最高経営責任者、最高技術責任者、企業金融に関する学術専門家、会計事務所の合資会社の代表責任者や民間部門公共部門の金融市場の取締官や監視官、機関投資家の代表責任者、国際会計基準審議会等々の規制委員会の委員を含めた人々への聞き取りから得られた情報で議論の補填をしている。³ 適切な証拠を集めて議論を展開する定性兼定量研究に積極的に取り組む研究姿勢が顕著に見受けられる。

本書の強みの第二点目として、扱っている内容自体が時宜を得た問題を取り上げている所にある。民間規制の国際基準策定が、経済連携協定 (EPA) や (FTA)、環太平洋連携協定 (TPP)、環大西洋貿易投資連携協定 (TTIP)、東アジア地域包括経済連携 (RCEP)、アジア太平洋自由貿易圏 (FTAAP) 等の国際社会が直面している喫緊の交渉課

題という事もあり、国際関係の分野で、秘密裏に取り決めが交わされている国際基準を巡る、いわゆる政治の「力」の複雑性をより深く理解してもらうためにも、また幅広い読者に関心を持ってもらうためにも非常に価値のある1冊となっている。民間規制の非常に不可解な規程が内輪的に策定され、その規程決定過程も不透明且つ非民主的である傾向が強い。本書はその人目につかない規程策定の内部構造や動作原理を解明し、透明性の高い公平公正な国際統治を目指した研究の足掛かりとなるであろう。

一方で、第一に指摘されなければならない批判点は、著書が何故研究事例の対象としてアメリカ、また特定のヨーロッパの国々を選択したのかについての説明がされていない点が挙げられる。そもそも、国際基準の標準化を巡る問題の政治的側面に光を当てるのが本書の目的であるとするならば、西洋諸国ではない国々を含める必要は無かったのであろうか。確かに金融市場が完全に確立されていない国々の指導者達や官僚機構はそもそも、国際金融統治機構の交渉の机につく事自体があり得ない事であることは想定可能である。それゆえ、著者がこれらの発展途上国を除いた国々を対象に研究を進め、金融社会市場が確立していない国々が対象ではない事は明白である。とりわけ、会計基準や製品規格、電気標準等に関して、途上国、新興国の民間企業の関与は一切触れられていない。⁴しかしながら、対象の大半を占める先進国と、ブラジル、ロシア、インド、中国といった新興国との間にある一定の力関係は存在する。また、国際幹事引受数で存在感を増している先進国の一員でもある筈の日本ですら研究の対象になっていない。⁵著者は、対象国の事例に関して正当な理由を述べており、製品基準に関する社会調査を行なったヨーロッパ諸国、とりわけ北部南部のヨーロッパ諸国の人口の大きさの違いに関して差異がある事には言及しているものの、何故アメリカや他のヨーロッパ諸国を選択したのかといった事例研究の選び方の依拠の説明をなおざりにしている。

欧米地域の以外の主権国家ではなく、アメリカやヨーロッパ諸国を事例研究として採用した際にどのような方法論を用いたのであろうか。事例研究の方法論の大家ジョン・ゲアリングは、事例選択の際の九つ（標準型、多様型、極端型、逸脱型、誘因型、重要型、経路型、相似型、相違型）の技巧を提唱している。⁶ブーチェ博士とマトリー博士が対象としたアメリカやヨーロッパの国々は、ゲアリングの分類法でどの部類に属するのであろうか。著者は質的研究の初期の段階で、事例選択の手順に関して論理精緻を再考すべきではなかっただろう

か。最低限、アメリカと特定のヨーロッパの国々を選択した理由を明確にすべきではなかっただろうか。そうでなければ、「事例全体の一部となっていない研究は、外的妥当性に欠ける、または外的妥当性を一切持たない」はずである。⁷ 典型的な事例を特定し、雑情報を取り扱った事象全体の代表的な例として研究価値の評価構築を試みるのか、独立説明因子の大小を特定し差異や変化量を見出すのか。こういった研究目的は、確かに研究者それぞれの関心内容に起因するところが大きく、研究者自身が取り組む命題に関しての熟知度や特別な研究者の資質も含めた研究課題への接近性、実現可能性を重要視した実利的な判断であった事、研究の限界であった事も評者は理解する。しかし例えそうであったとしても、著書の分析として、議論自体に事例選択の際の根拠の提示が付加されるべきであった事は指摘しておかなければならない。

ブーチェ博士とマトリー博士の研究の第二の弱点として、体系的な彼らの研究が、機械的因果律の説明領域を出ていない点が否めないと私は考えている。彼らの主張する機械的因果関係と合わせて、内密に取り決めがなされる規程制定の過程に関する本質的な構成的因果説も同時に模索されるべきであった。この点に関して解釈学という方法論が効果を発揮する。ブーチェ博士とマトリー博士が採用した実証主義者の方法論、社会調査方法論は、民間規制の規程策定に関する一般化可能性の確立を目的としている。しかしながら、単純に規程策定を人工物として研究対象にする事が果たして良いのだろうか。これは解釈学の方法論研究者の考えに因るものであるが、彼らは反応性と呼んでいる。反応性とは、研究対象とされている事象や概念に関して、主体となっている人間自身がどのように関わっているのか、またその関わり方は常に変化している、という考えである。つまり、本研究に当てはめて言えば、取材対象者は質問者（研究者）が提起した問いに関して様々に対応して返答しているはずであり、ここに根本的な問題が存在する。社会調査研究方法は、一見して、客観性や中立性を担保するために、研究者の存在自体や質問事項に関して固定化させた問いで、規程策定に関する真実、事実、因果関係、社会調査自体を適応させたり、変化させる事なく導き出そうとするのだが、この社会調査に内在する非中立性や非客観性が研究対象者に反応性を生じさせる。それゆえ、規制委員や、関連する文書、また研究対象となる他のものとの積極的な関わりは、必要不可欠となり、そもそも中立性を確立する事は達成不可能な筈なのである。

この点を鑑みれば、仮説検証型の研究ではなく、意味形成の接近法を採用する解釈主義方法論が、規程制定に関する国際標準化基準に関する研究に新たな光を照らししてくれる。⁸ これは主として民間規程の規定制定が人間による政治的活動であり、物体・物質ではなく、概念と現象の仲介者である動作主が積極的に他と協力し合って、意味を形成、再構成、批判的に構築しているからである。著者の研究継続期間ですら、策定に関わる主体の活動や生み出される言葉の意味は絶えず変化しているのであり、国際標準化の意味形成が、規程制定の過程で主となる活動を担っているはずである。概念自体の両義性であったり、交渉時に交わされる言葉自体の可塑性であったり、規程制定を担う世界統治者や他の関連主体が使う言葉の表現の意味は、当事者の特徴、交渉ごとの内容、彼等を取り巻く環境といった多数の意味や解釈が生じており、この複雑な事象が正確に理解されなければならない。これら社会的・文化的様相は、ブーチェ博士とマトリー博士が主張する制度・組織環境とは密接に関わっていて、不可分なのである。国際基準を巡る力関係、国際基準設定の行為・過程のそれぞれが持つ意味に関する論考が圧倒的に欠けている点が明白な欠陥である事を指摘せざるを得ない。客観性や中立性を担保にした一般化可能性ではなく、研究者と研究対象者・物との積極的な相互作用の力学が生じるこの反応性に存在する、主観性に関して研究が進められた方がより良かったのかかもしれない。こうする事で、研究者自身の標準化に対する固定概念や理解の誤りも軽減可能であったり、自由回答の質問形式が加えられていれば、社会調査手法で著者が収集したデータが物語る本質により接近出来ただろうし、議論の叩き台となる先駆けの研究論文となったり、従来の基礎検討や解釈学者の先達の業績の進展にも寄与したのであろう。

これらを踏まえると、概念の近くで実際に体験をしそれを研究する事は、対象に関する知識、意味形成の理解を高めへ誘う入り口のようなでもある。固定化した研究手法ではなく柔軟で開かれた研究手法が、研究者を違った答えに導く事もあるのかかもしれない。新世界の統治者達、つまり国際幹事（各種委員会で、議長任命等、業務運営全般を担当する事を指す）や利害関係者（事業顧客、最終顧客、同業他社、業界団体、原料納入業者、監察官庁）達は、実際にはどのように会話を交わし交渉のやり取りしているのかという点に焦点を当て、専門用語であったり、業界用語であったり、隠喩暗喩等も含め意思決定者の思考過程で、彼ら自身はどのように解釈して多国間で公共部門で民間部

門で、特許取得、制度構築といった研究事象と関わっているのか、そういった事に光を当てて研究する事で、国際基準を巡る「政治」に関するより良い理解が得られる事もある。それゆえ、聞き取り取材後のより深い意味での追跡調査が必要と考えられる。

この意味形成に着眼した方法論で新世界の統治者がどのように民間規制の規程策定を創造しているのか、何故そのように異なる規格の併存または競争を理解しているのか、特別な環境下で国際標準化の規程設定が、人目に晒される事なく暗黙の内にどのように法制化、制度補正・分割化されているのか、こういった規定把握、その動向追跡により、更なる国際政治経済の理解が深まるように思われる。「何故といったこの種の問いが、構成的因果律という人間自身が深く関与している世界をどのように認識し、描写する事象をどのように言語を用いて活動しているのか、また社会を構成しているそもそもの要素が、どのように主体者の追求する活動を可能、または不可能にしているのかが理解可能となる」。⁹ このように、解釈学の問いの根本に存在する論理は、あらゆる文脈における意味形成に焦点を当てて研究するもので、これがブーチェ博士とマトリー博士の研究には欠落していた。

しかしながら、これは、彼らの研究が、解釈学者が方法論の要として擁護する反芻という行為が完全に欠けていたという事を指摘しているのではない。むしろ、著者は彼らの社会調査研究の方法論やデータ分析に関してクリフォード・ギアーツが提唱した重厚な描写を提供してくれた。¹⁰ 関連文書の緻密なブーチェ博士とマトリー博士の社会調査研究の文末に加えられた付録覚書は非常に価値が高く、予備的付加的研究結果の提示に留まる事なく、オンラインでのビジネス社会調査を行う際に生じる選択の偏りの可能性に関しても言及しており、回答率を最大限にするために用いた細かな研究戦略も描写されている。

2-2 まとめ

『新世界の国際統治者達』は、小形健介氏の訳で『IASB/ISO/IEC 国際ルール形成メカニズム』という邦題で中央経済社から翻訳本も出版されているようである。本書籍は読者を、国際統治機構に関する知識・理解を前進させる位置づけとなっている非常に重要な文献であり、国際標準化の、とりわけ、民間規制に関する規程制定の正体を突き止めている。もちろん、科学的思考・論考の涵養は決して容易ではない点は、書評者自身も重々認識しているが、科学的思考の涵養が不足し儉安的思考習性が蔓延している昨今の日本において、本書籍がこ

れら論理的思考能力を鍛える事も信じて止まない。加えて、国際関係学の分野において政治の本質的な性質として、下方型の意思決定・政策決定の援用の議論となる洞察を提供している。

3. おわりに

分けても国際規格を巡る国際闘争には政治の本質的な姿が見え隠れする。醜くて冷たくて強くて、しかも国益と私益に満ちた政治風情が見えて来る。先進国は更なる富の蓄積を知的財産権の損失を避けるように、物品貿易における製品規格の統一化で自国の仕様規格を採用する加盟国に様々な手法で働きかけている。その一方で新興国市場の後続企業や後進国は後塵を拝さないように、策定支援、合意変更、明文化に、自国の利益を最大限に出来るよう、修正や廃止に躍起になり、相互承認・標準規格の円滑化は困難を極める。問題の本質が国際安全保障や経済戦争であろうとなかろうと、国際標準化の規程を巡る政策過程において常に「政治」というものが存在する。もとより国際経済といっても一様ではない。だがこの国際規格を巡る闘争は、混じり気なく、どこまでも政治であり、政治の真の姿である。国際政治経済学という学問の領域が存在する程、固有な国際経済の政治闘争である。昔も今も政治と経済が密接に関わっている限り、この学問の領域は際立った明確な境界はない。驚くべき事でもないが、この学問の領域はこの独自の固有の学問の至宝を磨き続け発展させて来た。この書籍はそんな国際統治の水面下で交渉が進む「政治」の再考を、「国際政治経済学を愛せよ」と、そう読者に促している。

参考文献

[日本語文献]

石原純著『日本文化と科学的思想』青空文庫、2016年。

今村弘史著『企業戦略としての国際ルールメイキング』旭リサーチセンター：ARCレポート、2016年。

[外国語文献]

Geertz, Clifford. *The Interpretation of Cultures: Selected Essays*. Basic Books, 1973.

Gerring, John. *Case Study Research: Principles and Practices*. Cambridge University Press, 2006.

Schwartz-Shea, Peregrine and Dvora Yanow. *Interpretive Research Design: Concepts and Processes*. Routledge, 2012.

Notes

1. Büthe and Mattli, *The New Global Rulers*, 164.
2. Büthe and Mattli, *The New Global Rulers*, 164.
3. Büthe and Mattli, *The New Global Rulers*, 102.
4. Büthe and Mattli, *The New Global Rulers*, 18-19.
5. 今村『企業戦略としての国際ルールメイキング』参照。
6. Gerring, *Case Study Research*.
7. Gerring, *Case Study Research*, 145.
8. Schwartz-Shea and Yanow, *Interpretive Research Design*, 97-98.
9. Schwartz-Shea and Yanow, *Interpretive Research Design*, 52.
10. Geertz, *The Interpretation of Cultures*.